

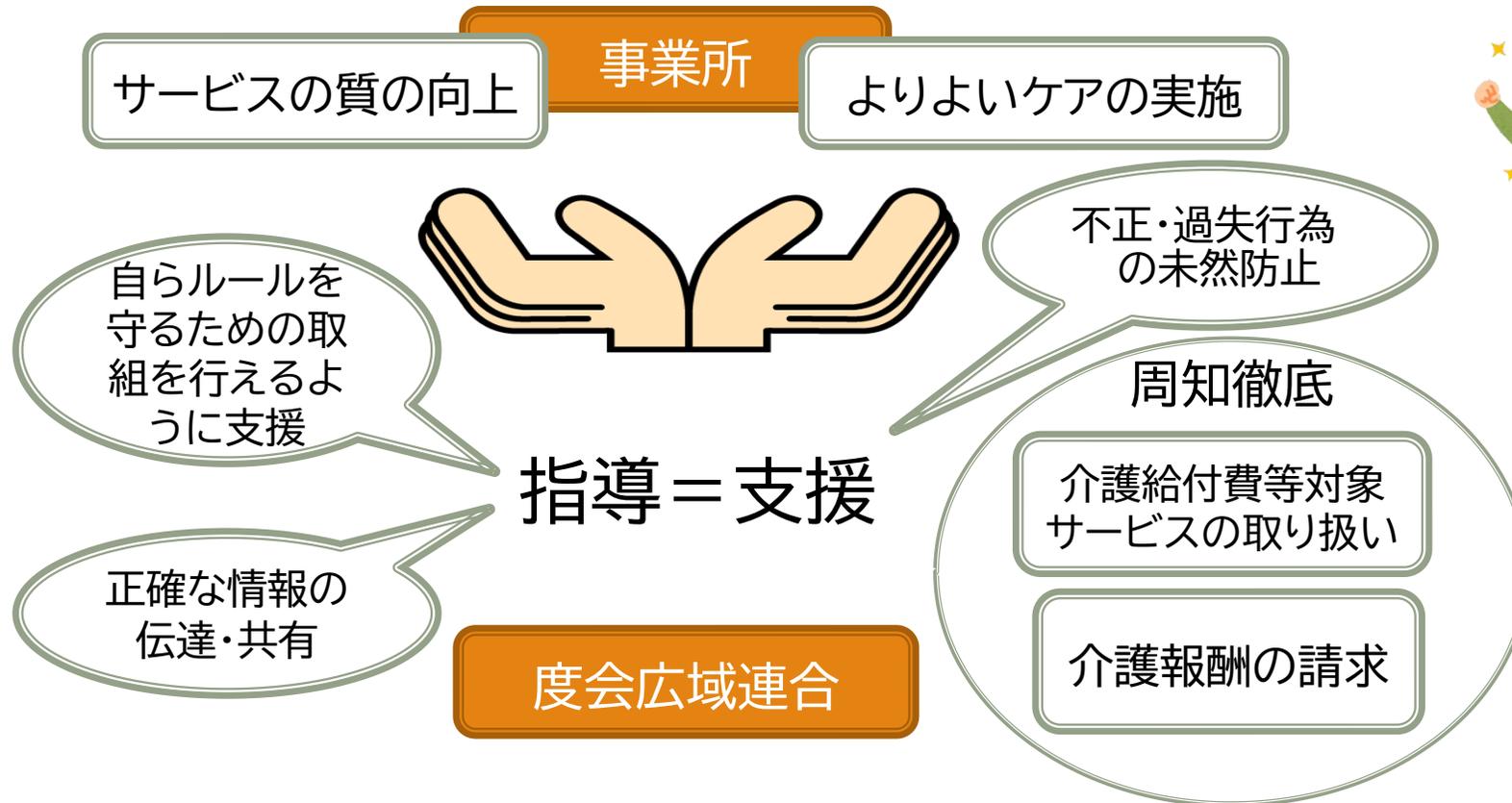
# 令和5年度 集団指導(全サービス共通)

度会広域連合



# はじめに

度会広域連合局長 挨拶



事業所とともに住民が安心して暮らすことができる地域を作りたい！！

# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 指導について

## 指導の種類

	集団指導	運営指導
対象者	町が指定の権限を持つ全サービス事業所	選定したサービス事業所
場所	指定した会場 Web 等	選定した事業所の事務所 等
方法	講義形式 等	面談形式
内容	各種基準等の周知、過去の指導・処分事例の紹介、関係機関からの連絡等、必要に応じ決定	人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う



# 指導について

## 指導と監査の違い

### 【指導】支援

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業所を支援すること。

- ◆介護サービスの質の向上・確保
- ◆保険給付の適正化
- ※定期的に行われる

### 【監査】公正適切な措置

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正且つ適切な措置を取ること。

※入手した情報等により随時行われる



# 指導について

令和3年度実地指導において非常に大きな誤りがあり、実地指導終了となるまで**約1年2ヶ月**を要しました。

各事業所様では日頃から法令遵守に取り組んで頂いていますが、勘違いや思い違い等で誤った取り扱いをしてしまう可能性がないとは言い切れません。誤った取り扱いが長期に渡っている場合等は解決までに時間を要し、関係者の皆様に多大なるご負担をかけることとなります。そのようなことにならないよう、不安や疑問があればすぐに質問等をして頂き、適正な事業所運営に励んで頂くようよろしくお願いいたします。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 令和5年度指導方針

## 基本方針

利用者が安心・安全にサービスを受けることができるよう、運営指導においては、書類の点検の他、施設内巡視等により、適切なサービスが提供されているかを把握します。

## 重点項目

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組について
- (3) ハラスメント対策の状況について



# 令和5年度指導方針

## (1) 法令遵守の状況

介護保険制度においては、介護サービスの質を担保するために、基準に従った運営を行うことが基本となってきます。

運営指導では以下の事項を中心に法令遵守の状況を確認します。

### ◆人員基準について

従業員の員数は適切であるか、必要な専門職がそろっているか、兼務体制は適切か等

### ◆運営基準について

取扱方針等に定められている事項に沿ってサービスを行っているか等

### ◆設備基準について

使用目的に沿って使われているか、施設内の環境が不適切ではないか、非常災害対策が施されているか等

### ◆適正な介護報酬の請求が行われているか(特に加算関係)



# 令和5年度指導方針

## (2) 高齢者虐待防止に向けた取組について

高齢者虐待は「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものです。このため、令和3年度介護報酬改定においては、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。運営指導では以下の事項を中心に高齢者虐待防止に向けた取組を確認します。

- ◆ 虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか（実地において確認します）。
- ◆ 法人及び事業所において、高齢者虐待防止や不適切な身体拘束の禁止など、人権に関する研修の実施やマニュアルの作成等、組織的な取組体制を整備し、実践しているか、令和6年度義務化に向けて準備しているか。



# 令和5年度指導方針

## (3) ハラスメント対策の状況について

地域の高齢者福祉を支えて行く上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

令和3年度介護報酬改定において、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられています。

運営指導では以下の事項を中心にハラスメント対策の状況について確認します。

- ◆ 職場におけるハラスメントに関する方針を明確にし、従業員に周知啓発しているか。
- ◆ 職場におけるハラスメント相談体制が整備されているか。



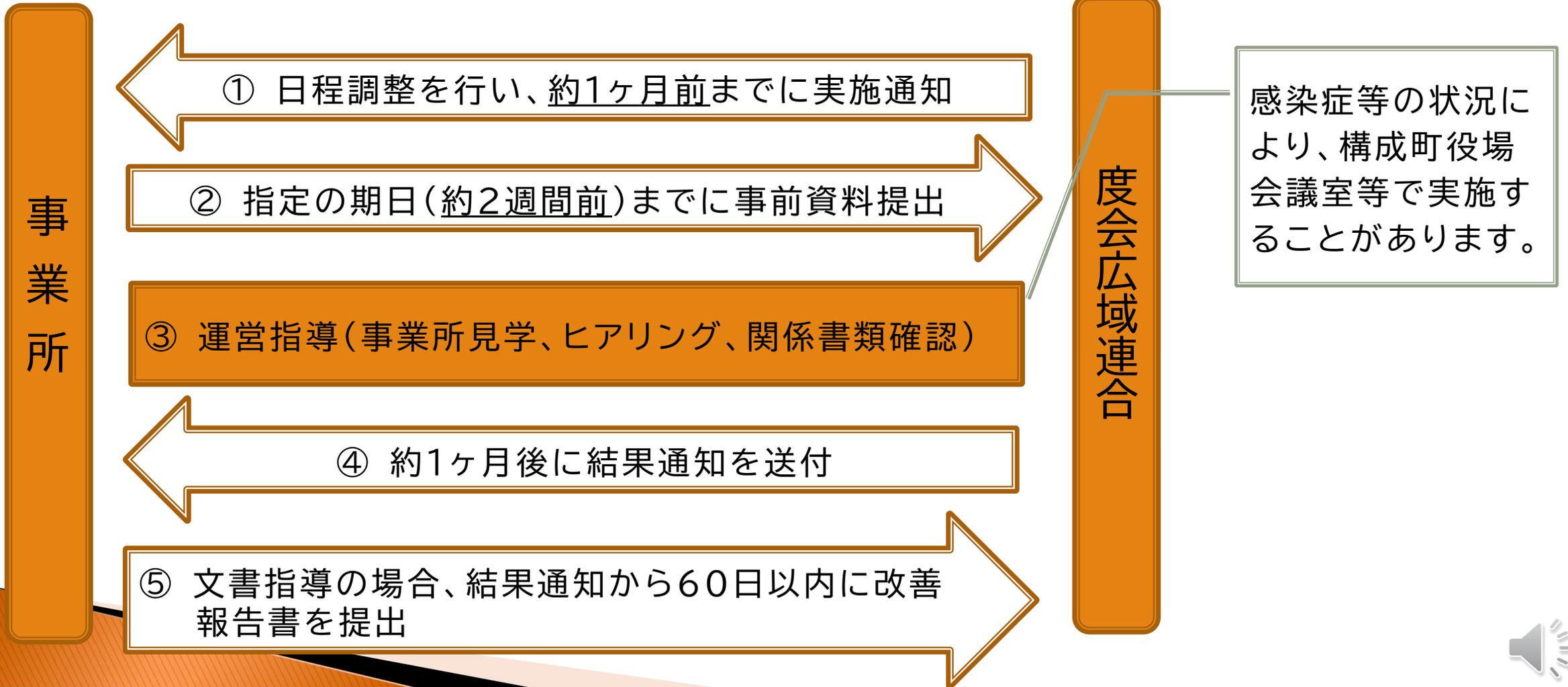
# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定

## 運営指導の流れ(運営指導実施日まで)



# 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定

## 運営指導の流れ(指導当日)

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的について共有 当日の流れと、指導の目的について説明します。
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させていただきます。 確認する中でわからない点があれば、事業所担当者様にお聞きします。
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、構成町役場会議室等で実施する場合は、当日事業所内部の見学はありません。

\*時間については現在の目安です。



# 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定

## 運営指導の流れ(指導当日)

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的は 当日の流れと、指導の目的について
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただ
	③書類の確認 広域連合職員が書類等を確認させ 確認する中でわからない点があ
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

度会広域連合の指導目的である「事業所支援」「事業所とともに地域をつくる」ため、運営指導時に事業所との情報交換を行います。

◆現在、運営等で困っていること

◆事業所の理念や、地域における事業所の役割

◆事業所の取り組み

◆運営、報酬に関する質問

などにつきご意見をお聞かせ下さい。

\*時間については現在の目安です。



# 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定

## 令和5年度運営指導予定

事業所名	運営指導予定時期
度会町通所介護事業所れんげ草(度会町)	令和5年10月
柑洋苑居宅介護支援事業所(南伊勢町)	令和5年11月
居宅介護支援事業所あゆみ(大紀町)	令和5年12月
南島メディカル居宅介護支援事業所(南伊勢町)	令和6年1月
大紀町地域包括支援センター(大紀町)	令和6年2月

※上記の事業所に対しては約1ヶ月前に電話で日程調整を行い、実施日決定後に通知を送付します。

※予定は変更になる可能性があります。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症になりました。

しかし、感染症法の位置づけ変更後も、高齢者施設等における感染症対策の徹底は当面継続することとなっています。

介護保険最新情報Vol.1146等を参考に、対策の継続をよろしく願います。



# 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけ変更後の人員基準等の臨時的な取り扱いに関しては、令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」を確認して頂き、適切な対応をよろしく願います。



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# 令和6年度までの経過措置について

令和3年度改定において、次の事項については令和6年3月31日までは経過措置となっていますが、令和6年4月1日より義務づけとなりますので、早めの準備・対応をお願いします。

- (1) 虐待防止規定の創設
- (2) 事業継続に向けた取組
- (3) 感染症対策
- (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ



# (1) 虐待防止規定の創設

## 趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

## 改正の内容

### 1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

### 2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

### 3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

## 【具体的な措置】

### ① 委員会の開催

虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を従業者へ周知。

### ② 指針の整備

事業所の基本的な考え方、組織、研修、発生時の対応、相談・報告体制に関する事項等。

### ③ 研修の実施

従業者に対し、研修を開催し実施内容を記録。

### ④ 担当者の配置

①～③に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者の配置



## (2) 事業継続に向けた取組

### 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### (参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

#### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

##### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



#### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

##### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは
- ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割
- ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



## 【具体的な措置】

### ① 業務継続計画の策定

#### イ) 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立

#### ロ) 災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

### ② 研修及び訓練の実施

- ・ 業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有し、理解を深めるための研修の実施
- ・ 業務継続計画に基づく訓練の実施

### ③ 見直しと変更

- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う



# 非常災害対策について

- 1・事業所のリスクを把握
- 2・災害発生時の業務継続計画を作成
- 3・研修、訓練の実施と計画の見直し

【参考ホームページ等】

ハザードマップポータルサイト

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修  
介護施設の防災減災ガイド（導入編）



# 災害に係る業務継続計画作成のポイント

## ① 正確な情報集約と判断ができる体制を構築

平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等を構築

## ② 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

- ・事前の対策(今何をしておくか)
- ・被災時の対策(どう行動するか)

## ③ 業務の優先順位の整理

職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理

## ④ 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

災害発生時においても迅速に行動ができるよう、関係者に周知し、平時から研修・訓練を実施



## (3) 感染症対策

### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
  - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

### 【具体的な措置】

#### ① 委員会の開催

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し結果を従業者へ周知。

#### ② 指針の整備

平常時及び発生時の対策を規定。

#### ③ 研修及び訓練の実施

従業者に対し、研修を開催し実施内容を記録。  
発生時の対応について訓練を定期的に実施。

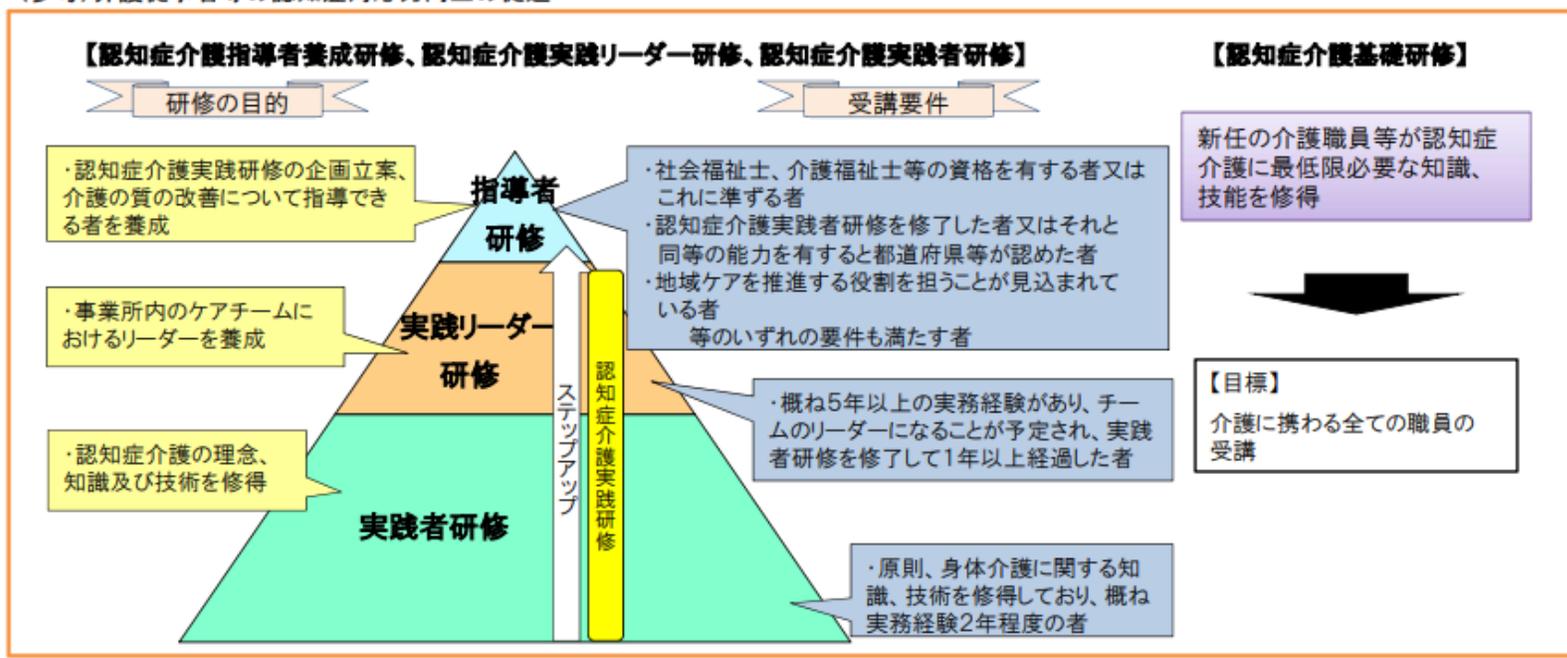


## (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

**概要** 【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】  
 その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

(参考) 介護従事者等の認知症対応力向上の促進



### 【対象者】

介護に直接携わる職員のうち、医療や福祉関係の資格を有さない無資格者

### 【具体的な取り組み】

#### ① 対象者の確認

事業所内に対象者が何人いるかを確認

#### ② 研修スケジュールの確認と申込

#### ③ 研修の実施

\* 令和6年度以降の運営指導において、修了証、資格証等で研修受講の確認を行いますので、必要な措置を講じて下さい。



# 認知症介護基礎研修の対象者の整理

## 義務化の対象外となる資格

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

## 義務化の対象外となる要件

- ◆ 養成施設で認知症に係る科目を受講した者は、卒業証明書及び履修科目証明書で受講を確認できれば対象外
- ◆ 福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者は、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が証明できれば対象外
- ◆ 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者
- ◆ 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者

【令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.3) 令和3年3月26日】



# 目次

- 1 指導について
- 2 令和5年度 指導方針
- 3 運営指導の流れと令和5年度運営指導予定
- 4 感染症対策
- 5 令和6年度までの経過措置について
- 6 その他



# その他

## (1) 介護職員悩み相談窓口について

介護の現場で悩みを抱えながら働いている方は、介護職員悩み相談窓口をご活用ください。パンフレットはホームページに掲載しています。

## (2) 小規模事業所向けアドバイザー・研修講師派遣について

三重県福祉人材センターでは小規模な事業所に対して人員の採用・育成・定着等に関するアドバイザー及び研修講師の派遣を行っておりますので、対象となる事業所の方は積極的にご活用ください。パンフレットはホームページに掲載しています。



# その他

## (3) 事故報告について

- ・医療機関を受診した事故のみならず、感染症に関しても報告が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症発生時については、令和5年5月8日から9月30日までの間、三重県独自の基準により、施設内感染による感染者が1週間で5名以上確認された場合などに保健所への報告が必要となることから、保険者への報告についても同様の基準で行う必要があります。
- ・事故発生時の報告様式についてはホームページに掲載しますので、新しい様式を使用するようにしてください。



# その他

## (4) ケアマネジメント基本方針について

高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、基本方針を再度確認いただきますようお願いいたします。

＊基本方針はホームページに別途掲載。

## (5) 令和6年度からの集団指導通知方法について

令和5年度までは郵送にて集団指導の開催通知を送付していましたが、令和6年度からはメールにて開催通知を送付予定です。参加整理票に度会広域連合からのメールが受信可能なメールアドレスを記載して下さい。年度途中にメールアドレスの変更等があれば度会広域連合へご連絡をお願いいたします。



# その他

(6)各事業所からの質問方法について  
質問の受付窓口は以下の通りとなります。

集団指導、運営指導に関する質問 → 度会広域連合

介護保険に関するその他の質問 → 各町役場

※人員基準や加算の算定等の内容で度会広域連合へ質問頂くこともありますが、そのような内容の質問は各町役場が受付窓口となります。



# ご視聴いただきありがとうございました

## 集団指導

令和5年度はこの動画配信をもって集団指導とします。

資料確認後、事業所番号毎に集団指導参加整理票の提出をお願いします。

## 運営指導

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場会議室等に書類を持参していただく形式で実施しましたが、令和5年度は事業所様に赴き、現地で運営指導を行う予定としています。該当する事業所様へは1ヶ月前にご連絡させていただきます。

なお、感染症の状況によっては、指導形態を変更させていただく可能性もありますので、ご了承下さい。

